

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字笠幡字本郷四五六七 番一四地先から同市大字笠幡字 本郷四七七番六地先まで		区 間
一〇・五〇ㄱ 一三・八〇	九・五〇ㄱ 九・六〇	敷地の幅員 (メートル)
三二・五〇		延長 (メートル)
交差点整備事業に よる。		備考